

号

貸付借用証書

金	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
---	----	----	----	---	---	---	---	---

記

- 1 貸付金の利息は月利とし、貸付決定通知書又は償還表に記載の貸付利率のとおりとします。
- 2 貸付規程に定める貸付保険の保険料充当額を負担するため、別に定める率を上記1の利率に加算します。
- 3 借受人が組合員の資格を喪失した場合において、上記金額に未償還金額があり、かつ、借受人又は借受人と生計同一関係にある三親等内の親族に支給すべき給付金(埋葬料及び家族埋葬料を除く。)又は借受人に対する退職手当(これに相当する手当等を含む。以下同じ。)が支給されるときは、当該未償還金額及び当該未償還金額に係る利息相当額(組合員資格喪失後の期間に係る利息相当額は、組合員の資格を喪失した日の前日において適用されていた利率により算出した額)を、当該給付金(当該給付金に係る附加給付又は一部負担金の額の払戻しがあるときは、これらを含む。)及び退職手当から控除します。
- 4 この貸付けについて公正証書を作成する必要があるが生じたときは、いかなる場合でもその要求に応じていただきます。
- 5 この貸付けについて訴訟が生じたときは、借受人の現住所のいかににかかわらず、支部の所在地の裁判所をその管轄とします。

公立学校共済組合 佐賀 支部長 殿

借 受 人	所 属 所 名	(TEL)	
	現 住 所	(TEL)	
	職 名	フリガナ	
		氏 名	(印)

(2) 申込人は、自書すること。